

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
44	奄美市 被災台帳作成・罹災証明書 of 交付関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

奄美市は、被災台帳作成事務及び罹災証明書の交付関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

被災台帳作成関係事務では、事務の一部を外部に委託しているため、業者選定の際に情報管理体制等について調査し、併せて情報保護に関して契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

奄美市長

公表日

令和5年8月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	被災台帳作成・罹災証明書の交付関係事務
②事務の概要	災害対策基本法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①災害発生時に必要に応じて、被災状況及び被災者情報の調査を行い被災者援護の基礎となる台帳を作成する。 ②罹災証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答。 ③マイナポータルによるサービス検索・電子申請機能での罹災証明書の交付申請の受付。
③システムの名称	団体内統合宛名システム、中間サーバ、避難行動支援システム、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
被災者台帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	①番号法第9条第1項 別表第一 36の2項 ②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第28条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供事務) なし (情報照会事務) ①番号法第19条第8号 別表第二 56の2項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第30条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部総務課
②所属長の役職名	総務課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	奄美市情報公開・個人情報保護担当 894-8555 鹿児島県奄美市名瀬幸町25番8号 問合せ先電話番号 0997-52-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	奄美市情報公開・個人情報保護担当 894-8555 鹿児島県奄美市名瀬幸町25番8号 問合せ先電話番号 0997-52-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年9月10日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年9月10日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月8日	I 関連情報-4情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	(情報提供事務) なし (情報照会事務) ①番号法第19条第7項 別表第二 56の2項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第30条	(情報提供事務) なし (情報照会事務) ①番号法第19条第7号 別表第二 56の2項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第30条	事後	
平成29年6月8日	I 関連情報-5. 評価実施機関における担当部署-②所属長	課長 奥田 敏文	課長 三原 裕樹	事後	
平成29年6月8日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成28年7月31日時点	平成29年6月8日時点	事後	
平成29年6月8日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年7月31日時点	平成29年6月8日時点	事後	
平成30年5月31日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年6月8日時点	平成30年5月31日時点	事後	
平成30年5月31日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年6月8日時点	平成30年5月31日時点	事後	
令和1年5月31日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	-	基礎項目評価書	事後	様式変更に対応

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月31日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	-	[○] 提供・移転しない	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	-	[○] 接続しない(提供)	事後	様式変更に対応

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月31日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 8. 監査 実施の有無	-	[○] 自己点検	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 9. 従業員に対する教育・啓発 従業員に対する教育・啓発	-	十分に行っている	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	平成30年5月31日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	平成30年5月31日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 三原 裕樹	総務課長	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	団体内統合宛名システム、中間サーバ	団体内統合宛名システム、中間サーバ、避難行動支援システム	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月31日	表紙 特記事項		被災台帳作成関係事務では、事務の一部を外部に委託しているため、業者選定の際に情報管理体制等について調査し、併せて情報保護に関して契約に含めることで万全を期している。	事後	
令和1年11月15日	表紙 評価書名	奄美市 被災台帳作成事務 基礎項目評価書	奄美市 被災台帳作成・罹災証明書の交付関係事務 基礎項目評価書	事後	
令和1年11月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	被災台帳作成関係事務	被災台帳作成・罹災証明書の交付関係事務	事後	
令和1年11月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	災害対策基本法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 災害発生時に必要に応じて、被災状況及び被災者情報の調査を行い被災者援護の基礎となる台帳を作成する。	災害対策基本法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①災害発生時に必要に応じて、被災状況及び被災者情報の調査を行い被災者援護の基礎となる台帳を作成する。 ②罹災証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答。	事後	
令和1年11月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は几人か いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	令和1年11月15日 時点	事後	
令和1年11月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	令和1年11月15日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か	令和1年11月15日 時点	令和2年9月7日 時点	事後	
令和2年9月7日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱 者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和1年11月15日 時点	令和2年9月7日 時点	事後	
令和3年9月10日	I 関連情報-4情報提供ネット ワークシステムによる情報連 携.-②法令上の根拠	(情報提供事務) なし (情報照会事務) ①番号法第19条第7号 別表第二 56の2項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令 第30条	(情報提供事務) なし (情報照会事務) ①番号法第19条第8号 別表第二 56の2項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令 第30条	事後	
令和3年9月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か	令和2年9月7日 時点	令和3年9月10日 時点	事後	
令和3年9月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱 者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和2年9月7日 時点	令和3年9月10日 時点	事後	
令和5年8月1日	表紙 個人のプライバシー等の権 利利益の保護の宣言	奄美市は、被災台帳作成事務における特定個人 情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情 報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の 権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識 し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生 させるリスクを軽減させるために適切な措置を講 じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の 保護に取り組んでいることを宣言する。	奄美市は、被災台帳作成事務及び罹災証明書 の交付関係事務における特定個人情報ファイル の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取 扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影 響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情 報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを 軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人 のプライバシー等の権利利益の保護に取り組ん でいることを宣言する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	災害対策基本法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①災害発生時に必要に応じて、被災状況及び被災者情報の調査を行い被災者援護の基礎となる台帳を作成する。 ②罹災証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答。	災害対策基本法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①災害発生時に必要に応じて、被災状況及び被災者情報の調査を行い被災者援護の基礎となる台帳を作成する。 ②罹災証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答。 ③マイナポータルによるサービス検索・電子申請機能での罹災証明書の交付申請の受付。	事前	
令和5年8月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	団体内統合宛名システム、中間サーバ、避難行動支援システム	団体内統合宛名システム、中間サーバ、避難行動支援システム、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム	事前	